

## 公社等外郭団体の改革方針（案）

団体名	公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議	所管所属名	千葉県警察本部（捜査第四課）		
事業内容	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第32条の2第2項の規定により、暴力排除活動の推進、暴力団による不当な行為の防止及び被害の救済を図ることを目的とし、暴力団追放意識の啓蒙活動、暴力団に関する相談受理や少年を暴力団から守るための活動、暴力団犯罪による被害者や暴力団離脱者への支援活動の事業等を行っている。				
財務状況	年度（単位：千円）		H20	H21	H22
	貸借対照表	総資産	662,647	663,560	664,563
		負債	552	439	354
		資本	662,095	663,121	664,209
		累積損益	62,094	36,001	37,089
	損益計算書	総収入	48,148	47,226	46,855
		経常損益	2,027	1,026	1,088
		当期損益	2,027	1,026	1,088
		減価償却前当期損益	3,309	1,761	1,679
		借入金残高	0	0	0
	県財政支出	委託料	7,951	7,157	7,148
		補助金・負担金	4,526	4,264	4,263
		その他	0	0	0
*累積損益については、H20まで基本財産を含む一般正味財産額を計上					
県関与の必要性	<p>（団体の必要性）</p> <p>千葉県暴力団追放県民会議は、暴力団対策法第32条の2第1項に基づく「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定され、前記事業を行うための基幹組織として県、市町村、民間有志の拠出金により設立された団体であり、その事業の目的を達成するための必要不可欠な団体である。</p> <p>（県関与（人的・財政的）の必要性）</p> <p>団体設立時に、県が基本財産の67%（4億円）を出捐金として拠出しており、以来、県の出資法人として指導監督を受けている。</p> <p>事業は、暴力相談事業や暴力団員等からの不当な要求を防止するための講習等であることから、そのための専門知識を有する団体職員には警察出身者を採用して事業に対応しているが、警察ではその事業目的を達成するための団体への支援体制を確立している。</p> <p>また、団体役員等への県職員の就任状況については、平成22年12月に新公益財団法人へ移行した際、それまで役員等（理事、評議員）に就任していた県職員（警察を含む。）は辞任したが、議決権を持たない顧問や参与に就任するなどして、これまでと同様に連携と協力体制は確立されている。</p>				
	過去の見直し方針	分類	継続		

<p>現在までの取組状況</p>	<p>事務経費などの見直し</p> <p>(1) 印刷製本費          広報活動や研修、講習で使用する資料などの印刷製本費の見直しを図り、印刷契約会社を替えて費用削減を図った。(平成18年度)</p> <p>(2) 事務機器          FAXやコピー機などリース機器をコストの安い会社と契約して、経費の削減を図った。(平成21年度)</p> <p>(3) 講習資料の配布部数          講習資料の配布部数を半数にして、講習内容に応じて配布するパンフレットを選定するなどして費用削減を図った。(平成21年度)</p> <p>(4) 電話回線のスリム化          加入電話を光回線に換え3回線分の基本料金を一本化し、基本料金と使用料金の経費軽減を図った。(平成22年度)</p>																															
<p>役職員の状況</p>	<table border="0"> <tr> <td>常勤役員</td> <td><u>14</u></td> <td>1名⇒</td> <td><u>23</u></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>うち県OB</td> <td><u>14</u></td> <td>1名⇒</td> <td><u>23</u></td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>うち県派遣</td> <td><u>14</u></td> <td>0名⇒</td> <td><u>23</u></td> <td>0名</td> </tr> </table>	常勤役員	<u>14</u>	1名⇒	<u>23</u>	1名	うち県OB	<u>14</u>	1名⇒	<u>23</u>	1名	うち県派遣	<u>14</u>	0名⇒	<u>23</u>	0名	<table border="0"> <tr> <td>常勤職員</td> <td><u>14</u></td> <td>4名⇒</td> <td><u>23</u></td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>うち県OB</td> <td><u>14</u></td> <td>4名⇒</td> <td><u>23</u></td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>うち県派遣</td> <td><u>14</u></td> <td>0名⇒</td> <td><u>23</u></td> <td>0名</td> </tr> </table>	常勤職員	<u>14</u>	4名⇒	<u>23</u>	4名	うち県OB	<u>14</u>	4名⇒	<u>23</u>	4名	うち県派遣	<u>14</u>	0名⇒	<u>23</u>	0名
常勤役員	<u>14</u>	1名⇒	<u>23</u>	1名																												
うち県OB	<u>14</u>	1名⇒	<u>23</u>	1名																												
うち県派遣	<u>14</u>	0名⇒	<u>23</u>	0名																												
常勤職員	<u>14</u>	4名⇒	<u>23</u>	4名																												
うち県OB	<u>14</u>	4名⇒	<u>23</u>	4名																												
うち県派遣	<u>14</u>	0名⇒	<u>23</u>	0名																												
<p>課題</p>	<p>(1) 賛助金収入の確保          最近の経済悪化に伴い、賛助企業から脱会や賛助金減額の申出があり、事業活動収入の半数近くを占める賛助金収入が減少していることから、新規の賛助会員を確保して、安定した賛助金収入を確保する必要がある。</p> <p>(2) 責任者講習委託料の確保          平成19年に政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」では、企業が被害を防止するために責任者講習受講を受講することの重要性を示しており、また、千葉県暴力団排除条例(平成23年9月施行)では、事業者に対する責務を課しているが、その内容を事業者にも周知させる手段として事業者が受講する責任者講習が有効であることから、条例の目的を達成するためにも講習委託料を確保する必要がある。</p> <p>(3) 事務経費の見直し          広報パンフレットや暴排ポスターは、講習や広報活動に視覚資料としてその効果が大きいですが、使用部数が多いほど経費が増加してしまう。</p>																															
<p>今後の改革方針(案)</p>	<p>分類</p>	<p>経営改善</p> <p>(1) 賛助金収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規賛助会員の確保              新規賛助会員の確保については、各種講習や各企業、組織などへの呼びかけなどにより平成22年度は12法人が新規に加入したが、反面、経済不況の煽りを受けて大口賛助会員(団体)から賛助金減額の申出があり、賛助金収入が不安定であることから、今後も引き続き大口賛助会員への協力依頼と、警察で行っている各種暴排研修会や各種広報イベントで法人の事業紹介と賛助協力を要請するなど警察との協力体制を確立して新規会員の獲得を強力に推進していく。</li> <li>○ 認知度向上施策              賛助会員獲得のためには、法人の認知度向上が不可欠であることから、             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人や警察のホームページを活用した広報活動の推進</li> <li>・各企業や行政、警察に呼びかけての各種暴力団排除決起大会の実施等により、認知度の向上を図る。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 責任者講習          責任者講習の配布資料を受講者の業種別に種別を変えて配布し、物件費の削減を図ったり、また、責任者講習で対応できない受講希望者については、警察の暴排研修を受けさせるなどして対応しているので、今後も引き続き現状を維持していく。</p> <p>(3) 事務経費の見直し          印刷業者の選定や見直し、事務経費のコストダウンはこれまで通り継続していく。</p>																														